

長屋王家の経済基盤と荷札木簡

櫛 木 謙 周

はじめに

なお以下、単に「白米」ないし「春米」という場合、国家的な収取では年料春米にあたるもので、庸米・地子米などとは区別される米をさす。

一 長屋王家の「封戸」をめぐつて

長屋王家の経済基盤については、物品進上状や荷札などの分析を通じて、御田・御菌などの直轄地、あるいは諸国の封戸（ないしその前身形態）などについて言及されてきているが、未解決の問題も少なくない。本稿では荷札を中心に取り上げ、そこに見られる特徴的な記載様式について、二条大路木簡その他の視野に入れながら分析し、家産経済の特質について考えてみたい。

一方貢納品目としては、春米（白米）の荷札に注目して、その輸納過程について考察を加え、他の貢納物との類似点・相違点から、当時の貢納体制の特徴についても見通しを述べてみたい。すなわち春米など、調庸とは異なる税目の收取の特質が、長屋王家のような家産制的な收取主体の下でより特徴的な形で表れることを明らかにし、荷札木簡論としても限られた部面ではあるが問題提起ができるばと考えている。

長屋王家木簡で諸国から送られてきた荷札について、一般に封戸との関係で解釈されることが多い。⁽¹⁾ その場合、国郡名を略したりする簡略な記載様式や送り先記載などが重視されてきた。しかし、そらは封戸とする決定的な論拠としては問題が多いように思われるので、改めて封戸と荷札の記載様式との関係について考えてみたい。

1 封戸からの輸納物

長屋王家の荷札木簡に「封戸」を明記する例はない。また、調庸物荷札、特に調塩の木簡は、国名から書き出すものが多く、宮出土のものと殆ど様式上見分けがつかない。もしこの点を封戸か否かの判断基準として重視すれば、これらは平城宮から回ってきた可能

性が高い」とになる。しかしそのように考えにく」とは後に述べたい。

一方、二条大路木簡には次に掲げるよう、「播磨国多可郡の「封戸白米」と明記する例がある。

播磨国多可郡中郷封戸白米□□□五斗

〔播磨国カ〕
□□多可郡中郷□田封戸白米

(22-37)⁽²⁾ 033
(同右) 051

・播磨国多可郡蔓田郷高

・岡戸主千足封戸白米

・播磨国多可郡中郷古□□

・封戸白□五斗

(30-7) 039
(24-29) 031

また、二条大路SD五一〇〇からは、「伊勢国天平八年(七三六)封戸調庸帳」の木口銘が記された軸が出土している(30-6)。また、これを入れたと思われる「伊勢国少日大倭生羽進上」等の墨書があ

る箱の蓋も出土しており(24-23)、そこに「一次的に記された墨書に、

藤原麻呂家に勤務していたことが確実な阿刀飯主の名がみえることから、藤原麻呂家に送られてきたものと考えられている(4)。なお、公

戸については一般に「調帳」と「庸帳」に分かれるが、この場合は両者を一括して一巻に成卷されており、収納先ごとに作成されたと考へられる。またこの軸銘から、封戸の調庸が白米等とは文書上区別して取り扱っていたこともわかる。

2 送り先記載の問題

長屋王家の荷札木簡に特徴的な送り先記載について、これも国庫への納入物と異なる根拠とされているが、送り先記載のある木簡の税目・物品名を、送り先別に挙げると次のようになる。長屋王家以外についても参考までに掲げておく。

〔長屋王家〕

「長屋宮」……「俵」(平城京木簡) 1-77・78号。以下京77・78

(のように略す)

「長屋皇子宮」……「交易(塩)」「御交易□」「御□」(25-22)

「長屋親王宮」……「鮑大贊」(21-35)

「北宮」……「俵」(京15、21-35、23-14)、「御物俵」(京14、23-14)、「交易(餅)」(23-14)、「阿知贊」(23-14)、「贊鹿薦」* (京45)、「贊切海藻」* (21-33)、「御塩」(23-14、27-21) ※*は「北」とのみ記すが、北宮のことと考えられる。

「氷高親王宮」……「春税」(21-32)

「右大殿」……「御物俵」(21-34)

「右殿」……米? (21-32、25-29)

「宮内」……「米」(27-20)

〔平城京二条大路〕

「右大殿」……「御物海藻」(24-29)

〔その他〕

北宮御塩綾郡生王部□斗
北宮御塩〔綾カ〕郡海部□斗
の「御塩」の性格であるが、結論からいえば調と考へる。郡に
続けて個人名を記す点が調としては異例であるが、この点からむし
ろ調塩である可能性が高いと考える。すなわち、平城宮出土の讚岐
国阿野（綾）郡からの調塩の本簡は、次に挙げるよう、先の長屋
王家のものと同様、郡名に直接続けて個人名を記すという共通した
特徴を有することが注目される。

以上、長屋王家以外も含めて、送り先を記すものは、贊、交易物春米の三種が多いことが知られる。この意味については後に考へることにするが、ここでは北宮を送り先とする次の讃岐国綾郡の「御塩」に注目したい。

左大臣……「官交(易)」米? (東二坊坊間路西側溝「藤原麻呂
邸」東側、23-20)

「紫微中台」……「醬」(宮内幹線排水路SD一七〇〇)、「平城宮木
簡」2-2208、以下宮2-2208のように略す⁽⁵⁾

「官厨」……「米」(長岡京木簡) 2-1559

「大伴殿」……「春米」(長登銅山跡、「木簡研究」19-195頁) ※文書
木簡か。

「左大臣」……「官交(易)」米? (東二坊坊間路西側溝 「藤原麻呂」
邸」 東側、23-20)

讃岐国阿野郡日下部犬万呂二斗力

四年調塙

(高1-330) 032

讃岐国阿夜郡生玉部伊奴二半

調の荷札で里名を略すものは少

な部類に属する。これは郡ごと

したるものと考えられ⁽⁶⁾、長屋王家の讃岐国綾郡の「御塩」も調塩であることを示しているのではないか。ただ、綾郡の御塩は、「調」と明記していない点に問題が残るかもしれないが、長屋王家本簡に次のような例があるのを考慮すべきである。

(a) 志摩国嶋郡舟越里戸主嶋直津得戸口 同文師調海松六町一
和銅七年四月十日

(23-14) 031

(b) 志摩國志摩郡道後里 戸主犬甘直得万呂戸口 同吉麻呂即母公子

同君麻呂銜治松七斤

同じく志摩國の沿岸の荷村である。

式の類似からb)も調とみて間違ひなかろう。

要するに、長屋王家の調塩荷札の中では、

記すものは例外的であるが、先の綾郡の事例から考えれば、送り先

の共通性が顯著であり、それは公戸・封戸を通じてみられるのであ

る。このことから逆に、送り先記載のないものも封戸からの輸納物とする判断が可能である。例えば、多数みられる周防国からの調塩

の荷札は、宮内から出土するものと記載様式が似るが、これは周防国調塩木簡の記載様式の共通性に由来するのであって、少なくともそのことをもって封戸の塩でない根拠とはできないであろう。

このように考えれば、比較的整った書式か簡略な書式かは、封戸からの收取か否かの違いを表しているとは必ずしもいえず、国や郡ごとの個性であると共に、調庸か否かの差も表れているのではないかと推測される。後者の点については後に別の視点からも問題にしたいが、結論を先回りしていえば、調庸は他の貢進物と比較すると、より律令制的な個別人身支配の理念によって規制される側面が強く表れており、それが封戸の收取にも及んでいたとみられるのではないか。

一方、春米や贊、交易物などに共通する特色として、先にも述べたように送り先を記す意識が調庸に比較すればより強く表れているとみられる。中西康裕氏は、交易雑物について、天平期の正税帳や木簡などの送り先記載などを根拠に、国衙段階で京進後の配分先が既に意識されていたことに注目している。⁽⁸⁾これにならっていえば、長屋王家の場合、郡レベルでも送り先が意識されていた可能性を考えるべきであろう（郡レベルの相対的な重要性は後述したい）。それではこのような貢納物をめぐる收取関係はどのように復元できるであ

ろうか。以下この点を多面的に追究してみたい。

3 封戸の米の性格と「税」

(1) 駅子の荷札木簡

長屋王家の荷札木簡について、それが封戸からの輸納物に付けられたものである可能性を述べたが、そう考へるには障害となる点もある。その一つは、次のような駅（子）からの輸納を示す荷札である。

・江沼郡潮津駅人神人

・石末呂一石

・武藏国策覃郡宅□駅菱子一斗五升

・靈龜三年十月

・阿波国那賀郡駅子□〔南カ〕

・四沼郡□……駅子神人

・久治□〔良カ〕……□

・久治□……□

一方、二条大路木簡には、次のように駅戸から調塩が送られてきていることを示すものがある。

・紀伊国安諦郡駅戸桑原史馬甘戸同廣足調塩三斗

天平四年十月

(24-30) 032

・松原駅戸主鶴部□戸口山君

天平八年十月

(31-28) 033

封戸は課戸をあて（養老賦役令封戸条）、兵士等は点ぜられないこと（同条集解所引慶雲二年〔七〇五〕一月四日格）などから考えて、封戸から駄子（＝兵士と同じ徭役免）を差点することや、逆に駄戸を封戸にあることは考えにくい。⁽⁹⁾ そのように考えれば、二条大路木簡の駄戸のものと思われる調塩の木簡は、封物に付けられたものでない可能性が高いことになる。

それでは長屋王家木簡の米や菱の荷札はどうであろうか。これは二条大路木簡の調と同様には扱えないようと思われる。まず米の場合、必ずしも封戸の民の口分田等から田租がそのまま春かれたと考える必要はない。諸国に置かれた長屋王家の稻の出挙を受けた駄戸人が返納時に出した春米と理解することも可能である。

それでは駄からの輸納物として、「菱子」がみえることはどうであろうか。菱子は延喜大膳式に諸国貢進菓子としてみえるが（但し丹波国）、長屋王家の場合は、その具体的な調達方法として、税稻を財源とした採取や交易が考えられる。その採取・交易等に何らかの形で駄戸が関与していたことを想定しうるのではないか。駄戸の関与のしかたについてはなお検討を要するが、財源については白米と同様の側面を有するように思われる。

（2）畿内の封戸白米と女性・春人

畿内は唐が免除されているので、そこに封戸が設定されることは駄子と同じ問題を生じることになる。事実これまで、神戸などの特

殊例を除き、一般に畿内における封戸の存在には否定的であったようと思われる。しかし、八世紀前期に畿内にも封戸が設定されたことは、次の二条大路木簡により明らかである。

・ □□□□□ 麻呂口日□部稻女封戸白米五斗
〔下カ〕
・ □□□□□ 群郡中郷牧野里
〔大倭国平カ〕

（31-23）059

したがって、長屋王家木簡に多数存在する畿内からの米の荷札についても、少なくとも畿内であることを理由に封戸に関するものである可能性を排除することはできない。

ところで、二条大路木簡の大和國の白米についていえば、この女性に班給された口分田の田租分とすれば多すぎ、田租をそのまま春いて出したものではないことは明らかである。そこでこのことに関連して、春米荷札に記された個人名の性格について考えてみたい。女性名を記す春米木簡は、先の大和國の封戸白米のほか、次に挙げる(a)～(e)がある。また男性名を含めて「春(人)」を明記するものも少なくなく、存在することは、(f)～(j)にみるとおりである（但しこれらの中には諸国から送られてきた荷札でないものも含まれている可能性があるが、一応すべて掲げておいた）。

《女性名を記す春米木簡》

〔長屋王家〕

(a) 和銅三年四月十日阿刀

・ 部志祁太女春米

（京17）032

〔平城宮造酒司〕

(b)・名張里色夫知□□女

・五斗

〔平城京二条大路〕

(c)・坂合郷春米一石身人部妹女

天平九年四月五日

〔平城宮内道路南側溝SD一一六〇〇〕

(d)中村郷戸主丸部今赤戸口真魚女米五斗

〔長岡京太政官厨家〕

(e)・富樺郷戸主丸部諸上戸□□□□□白□□□〔米カ斗カ〕

延暦八年□□□□□□□□□□□女

〔川内カ〕〔日カ小カ次カ〕

〔長岡京木簡〕1-81 059

《春人記載木簡》

〔長屋王家〕

(f)・長屋皇宮俵一石春人夫

・羽昨直嶋

(g)・守部連安麻呂春北宮

・俵一石「上俵」

(h)・□里□□□煎

〔飛鳥池〕

※春米でない可能性もある。(27-21) 032

(i)・丁丑年十一月三野国刀支評次米

・恵奈五十戸造阿利麻
春人服部枚布五斗俵

(宮2-225) 032

〔平城宮造酒司〕

(j)・海部郷京上赤春米五斗

矢田部首万呂 稲春

(29-9) 039

木簡に記す女性名の意味については、女性労働としての春米作業との関係で考察されている。⁽¹³⁾ 男性名の「春(人)」も含めて考えれば、

春米に携わった者として記載されたことは一応首肯しうる。しかし、もう少し異なった観角から考える余地はないであろうか。特に女性名や春人記載のない他の多数の春米荷札にみえる個人名も含みこんで解釈できないであろうか。

春米木簡にみられる個人名を考える場合参考になるのは、以前にも触れたことがあるが、年料春米輸納に関する『類聚三代格』延暦一五年(七九六)一〇月二一日官符である。⁽¹⁴⁾ それによれば、一度収納・蓄積された古稻を出してきて春かせる場合と、稻を出挙して返納時に米の形で出させる場合があつたことがわかる。春米荷札の個人名については、官符でいう二つのケースのうち、前者の米を春いた者との想定も可能であるが、あるいは後者の出挙を受けた者の米による返納の場合もありうるのではなかろうか。特に(国・郡)里名を記す女性名の春米荷札はそのように考える方がよいように思わ

13-13(12) 032

れる。

いざれにせよ、春米荷札に記す個人名は、広い意味では納税責任者であるが、個別人身賦課原理に基づき男性納税責任者を記す調庸荷札とやや異なるニュアンスをもち、春米の労働に携わった者や出拳稻の班給対象など、より輸納実態に即した部面が表れやすいという特徴を指摘できる。「五保（戸）」など一般的の調庸荷札にみられない単位が時に顔を出すのも、そのような輸納形態の特徴と関係があるようと思われる。

（3）「税」と「税司（使）」

以上より、長屋王家の米貢進荷札について、封戸の田租米と狭く考えれば問題が生じる場合があることが明らかになり、諸国に蓄積された長屋王家の稲穀の春成されたものである可能性が高いことを述べてきた。もつともその財源が封戸租であったかどうかはなお明らかでない部分が残るが、このような輸納形態が調庸の場合と性格を異にすることは言えるのではないかと思う。ここでは「税」及び「税司（使）」に注目してこの問題を深めてみたい。

長屋王家木簡には次のように「春税」と記す荷札が出土している。

・備後国葦田郡葦田里

・氷高親王宮春税五斗

□春税□

長屋王家以外で比較的時期の早い時期の「春税」荷札としては、

次の藤原宮出土のものが知られている。

備中國下道郡矢田部里春税五斗

〔飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報〕 5-10) 033

□大田春税五

(同 6-16) 081

養老田令田租条では当年とれた租を春米にして運京するように記されているが、実際は蓄積された粗糲である「税」を春いて出すことが律令制成立期から行われていたことは、ここに掲げた藤原宮木簡などから明らかである。

封戸の場合この実態を窺うのは、既に注目されているように、天平一一年（七三九）の「国造豊足解」である。⁽¹⁶⁾これまでの研究により、「左大臣家税」の私出拳やそれを元手にした交易が、現地でその稻を管理する豪族により行われていたこと、その財源は本来封戸の租であるが、当文書の場合は田租が免除された時に当たり、正税から補填されていたこと、などが指摘されている。このような在地での出拳管理が可能なのは蘭田香融氏のいうように伝世食封ゆえか否かはこの文書から判断できないが、一般の封戸と異なる特権的な取り扱いを受けていたことはほぼ間違いないと思われる。長屋王家の（おそらく高市皇子から伝領した）⁽¹⁷⁾封戸も同様に考えてよいことは、「和銅五年定税本式□」（23-12）と記す木簡から明らかである。すなわち、長屋王家の「税」が「本」と利に分けて把握されていたことが知られ、出拳による運営と管理が行われていたことがわかる。

またそれが郡単位に管理されていたことは「来馬郡税□」と記す削屑(28-29)より推定できる。

このような「税」と関係して、長屋王家の稻を扱うのが税司である。ただ、税司のみえる国と荷札の国とはあまり重ならないともいえるが、森公章氏が指摘するように荷札との関係がないわけではない。⁽¹⁸⁾税司(使)のみえる武藏・出雲・下総などの荷札が少ないので、中央まで運ばれてきたのが纖維製品など荷札に残らないものが多かつたからであるという可能性や取扱い部局の違いも考えられ、多数みられる米や贊、交易物などの荷札木簡を税司(使)と切り離して考へる必要はない。

税司(使)が扱つたものが調庸も含むのかどうかは非常に重要な問題であるが、残念ながら決め手はない。ただ本稿の立場から言えば、税使・税司は長屋王家の諸国に蓄積された税稻の運営にのみ関わり、それを財源とした春米や交易、贊の採取等の仕事を行い、調庸收取とは別系統のものであつた可能性が高いと考えている。

その諸国に蓄積された稻の性格については、天武紀五年(六七六)四月条にみえる「諸王諸臣に給われる封戸の税」との関係が考えられる。これを出拳等の運営を中心とする「過渡的な食封制度」とする吉村武彦氏・平石充氏の説が注目されるが、「過渡的」の内容を含めてその詳細な検討は今後の課題である。

なお、封戸に関する従来のいわゆる「直接徵収」の議論は、この

ような面では生かせるかもしれない。ただ、これまでの直接徵収・間接徵収の議論の大きな問題として、直接中央に送られる調庸と、基本的に在地で管理される税稻、及びそれを財源にして運京される春米や交易物等とをあまり区別して論じてこなかった点を指摘しておかねばならない。

すなわち、調庸は中央に直納される性格が強く、中央政府・国衙により課丁数管理が徹底される点に特徴がある。⁽²¹⁾その前提には、王権ないし中央豪族による諸国の部民制的収奪を受け継ぎつつ、賦課基準を五十戸を基礎に当初は戸数で、後には課丁数により統一したということが考えられる。それに対して稻の收取は在地に留保され管理される割合が高く、一部は出拳運営され、その稻を対価にして交易し、また米に春いて中央に納入される形をとつた。これは政府納入の場合も封戸の場合も基本的に同じで、米の輸納形態が調庸よりも贊や交易物に似る側面を有する所以である。調庸も封戸の場合は当然家産経済に結びつくが、稻の結びつき方とは様相を異にしており、相対的に国家(具体的には国郡地方行政機構)によつて規制される側面がより強く、その一端が木簡の表記に表れているのではないか。

二 物品進上状と荷札

1 物品進上状と「進上」荷札

長屋王家の経済基盤として、諸国に蓄積された稻の問題を調庸收取と比較して述べてきたが、いま一つの重要な経済基盤に畿内の直轄地があることは周知の通りである。そしてそこからの輸納が物品進上状の形態をとつて行われたことが明らかにされている。先行研究を参照して、行論に必要な限りでその特徴をまとめれば次のようになる。

(1) 物品進上状はあくまで文書であって荷札ではなく、モノに付けられたものではない。

(2) このような物品進上状は、小量ずつ不定量を送納する形態に対応しており、直接的に経営される部局や直轄所領からの送り状にふさわしく、運搬者が送り状を持参して現物と共に示し、納入された後は、整理伝票として機能した。

(3) これらを消費の面からいえば、長屋王家の主人とその周辺の「大御米」などの供御料的性格が強いものを中心に、時々の必要に応じて輸納する形が想定できる。⁽²³⁾ これは、荷札を付けられて一定量を一括して送られる輸納物と性格を異にする。

物品進上状の考察は本稿の主題ではないが、ここで注目したいの

は、荷札の中にも「進（上）」と記すものがあることである。⁽²⁴⁾ 館野和己氏は荷札の中にも「辞式」のような文書の書式を淵源とするものがあるのではないかとして、「輸」や「進上」という文言を含む例を示し、贅に多いことを指摘している。⁽²⁵⁾ その指摘にならい、「進（上）」の語を含む荷札木簡を、後に(a)～(x)として示した。

その考察に入る前に、少し考えておきたいのは、まず、「輸」と「進上」との関係である。相模・下総・常陸などの正倉院調庸布墨書銘に「輸」字を記すものがあることは既に館野氏が注意しているが、荷札にも「輸」の記載を用いるものが多数みられる。それらに共通する特徴は、調が圧倒的に多く、特に安房国の調餽の荷札に目立つ。⁽²⁶⁾ これは後に述べる「進上」荷札と大きく異なる点であり、両者を一括して論じられないようと思われる。すなわち、「輸」と「進上」とでは貢納税目に大きな違いがみられ、両者の使い分けが意識されていた可能性が高い。なお、「進上」に近い形で用いられるものに「貢（上）」がある。これらの言葉の背後にある輸納意識の違いの考察は別の機会に譲り、以下ではとりあえず「進」ないし「進上」のみについて検討する。まず、長屋王家以外の事例を以下に掲げる。

〔平城宮東区内裏SK八二〇〕

(a) □麻呂進上調塙一斗天平十七年九月八日
・周防国吉敷郡神埼郷戸主阿曇五百万呂口同部

- (b) 遠江国山名郡進上中男作物堅魚十斤 天平十七年□月 〔平城京二条大路〕
〔十九〕 (同38) 039
- (c) 阿波國進上御贊若海藻壳籠板野郡牟屋海
〔但〕 (同40) 031
- (d) □馬國第三□進上若海藻 御贊一籠 天平十九年一月廿八日
〔般カ〕 (同40) 039
- (e) □鄉進上麦五斗
〔十九〕
- (f) □阿波國板野郡田上鄉進□
〔十九〕
- (g) □上吳桃一斗
〔進カ〕
- (h) □平城宮幹線排水路SD-1七〇〇
〔平城左京七条一坊一六坪東一坊大路西側溝〕
- (i) 无漏郡進上御贊少辛螺頭打
〔長岡京太政官厨家〕
- (j) 紀伊國无漏郡進上御贊磯鰐八升
〔穴師長嶋上田部水守進米五斗〕
- (k) 苦田郡林田郷□大豆五斗 進上
〔延暦九年三月九日〕
- (l) 和氣郡進小麦一俵
〔長岡京木簡〕 1-53(3) 032
- (m) □平城宮東南角南面大垣北
〔胆沢城〕
- (n) (o) 遠江国進上雜魚腊
〔木簡研究〕 9-88頁 051
- (p) 因播國進酢海藻御贊三斗一升
〔大宰府史跡出土木簡概報〕 2-206 081
- (q) 无漏郡進上三□□一百張
(29-9) 031
- (r) 伯耆國進上屈賀若海藻御贊
〔紫カ〕
- (s) 因幡國進上鮮鮭 御贊壳集 雄柄
〔大宰進上肥後國託麻郡殖種子紫〕
- (t) 武藏國進上蘇
〔十九〕
- (u) 天平七年十一月
〔宮2-2284〕 031
- (v) 紀伊國進地子塙「三斗安万呂」
(同2285) 031
- (w) 和我連□□進白五斗
(宮5-7899) 032
- (x) 〔大宰府不丁地区〕
〔進上豊後國海部郡真紫草・□□□〕
- (y) 〔木筒研究〕 9-88頁 051
- (z) 〔大宰府史跡出土木簡概報〕 2-206 081
- (aa) これららのうち、(u)・(w)などは一般の貢進物荷札とはやや異質であ
(29-9) 031

り、(二)での考察では除外すべきかもしれないが、参考として掲げた。

通覧すると、進上主体は国や郡が多い。それより下の単位もあるが少數である。また品目としては、贊、交易物、米が中心であり、調庸物がきわめて少ないという特徴が指摘できる。(二)にもこれまで述べてきた荷札記載様式の対比的な方との共通性がみられる点が注意される。

調としてみえるもののうち(a)は、延喜主計式では国単位に輸納量が定められていた調の類であり、個人負担の調とは性格を異にしており、その点では調庸以外の輸納物と類似点をもつていてる。(a)の個人の「進上」を記す調は多数ある調塩荷札のなかでも特異であり、例外的な記載と考えたい。

さて、長屋王家木簡については、荷札形態の木簡で「進(上)」の語を記すものとしては、

(a) 住吉郡交易進贊塩染阿遲二百廿口之中 大阿遲廿口

(21-29) 031

が管見の限りで唯一の例である。これは郡単位の交易進上物で、長屋王家以外でみた上記の特色との共通性が指摘できる。このほか、形態が不明であるが、郡(司)の進上を記す木簡として次のようなものがある。⁽³³⁾

(b) 葛下郡司 進上 □□

(21-13) 081

(c) 山辺郡進上糯米

(25-20) 019
また、文書木簡としての物品進上状であるが、郡司が進上主体となっているものに次のようなものがある。

(d) • 進上葛濃郡 米□一石 十月十五日□□

• 和銅□年十月□九日辰時 ○ (25-7) 081

(e) □上□進 ○ (28-3) 091

これらの郡進上の物品、特に米の性格については、進上状の他の事例から推して直営田に関わるものかもしれないが、これまで知られている直営田の所在地とはずれるので、長屋王家の税米の輸納に關するものである可能性も否定できないようと思われる。

参考までに、「進上」の語はないが、郡単位の進上物荷札は、贊(21-31, 25-20・21, 27-21)、鰯(27-20)、交易布(25-21)などにみられる。また「宗形郡大□_{領鮒}カ」(21-34・25-29)「宗形郡大領鰯醬」(23-14)など大領を主体とする様式も注意を要する。一方、習書であるが、「宇治郡大領」が交易進上に關与したことを示唆するものがある(京50)。

なお、長屋王家木簡で注目されるのは、物品の貢納・進上に關わるか否かは不明であるが、「封案麻郡司進上印」(21-35)と記すような封緘木簡が出土していることである。封緘がなされて長屋王家で開封されているのは、郡司と長屋王家との直接的な関係を示

している。長屋王家荷札木簡では国衙の影が比較的薄いことは、亀

谷弘明氏などが既に注目しているが、これまで述べてきた調庸以外の税目の特質とも対応させて理解すべきであろう。

ところで、長屋王家の進上状には、「伊勢税司進上」と書き出し、交易海藻についての進上のことなどを記す木簡がある（京20³⁵）。平石充氏は税司について、長屋王家の家政機関でありながら他の家政機関に比して独立性が高いとし、先述した「過渡的な食封制度」と関わらせて考察している。³⁶ 長屋王家との関係に限つていえば、進上主体としての税司はある意味では郡司と対応した位置に置かれていたのかもしれない。

以上、「進(上)」の語を手がかりにして、文書木簡である物品進上状に表れた主家と直轄地・直轄部局（更には税司や郡司）とのつながりを示す意識が、ある程度荷札にも見られる場合があることを述べてきた。もちろんこのような語を記す荷札は少数であり、またさほど特殊な用語ではないので、この語の有無を絶対視することはできないが、一定の傾向を示すものとして扱うのは許されるのではないか。重視したいのは、この語を記す荷札は、調庸物よりも贊、交易物、中男作物に圧倒的に多いことである。この点はこれまで述べてきたこれら荷札の共通性と重なり、ひいてはこれらの輸納上の共通した特質に関わるものと考えられる。

2 品目・税目と記載様式—小括—

以上たびたび述べてきたように、調庸などの荷札とそれ以外の貢進物荷札との間には、相対的だがしかし無視しがたい違いがあることが明らかになった。そしてこのような相違点が長屋王家木簡といふ、宮内の木簡とは性格を異にする一群の発見によりさらに明確になつたようと思われる。なお、二条大路木簡については詳しく検討できなかつたが、宮出土木簡と共通する特質がみられる一方、長屋王家と共通する性格も指摘でき、あわせて考察することにより、収取の実態に迫る手がかりが得られるよう思われる。ただ、すべての収取品目について詳細に検討したわけではないので、抜け落ちた問題も多々あるかと思われるが、これまでの考察で得られた結論を木簡記載の類型として整理すれば次のようになる。

荷札A：正倉院調庸布墨書銘にも相通ずる調・庸の典型的様式である。宮出土荷札木簡の標準的な記載様式でもあるが、この特徴は公戸・封戸を通じてある程度共通する。

荷札B：形状は荷札であるが、国・郡名（場合によつては里名）などの省略や、また逆に国・郡が進上主体として現れるもの。出土場所によつては、宛先を記すなどの際だつた特徴をもつ場合がある。貢納品目（税目）としては春米、贊、交易物に特徴的にみられる。但し、このうち米の輸納の場合は、出舉返納時に米で出す場合を想定する必要があり、調庸物輸納と類似する荷札表記がみられる点も

注意を要する。その点では荷札AとBとの中間的な性格を有すると言えるかもしれない。荷札Bの特徴も、公戸・封戸を通じてみられるが、長屋王家のように有力貴族の封戸の場合、より特徴的な形で表れるようと思われる。

物品進上状：これは家政機関、直轄地、「税司(使)」、郡司などからの輸納に特徴的にみられる。荷札とは性格の異なる文書木簡であるが、税司・郡司に関するものなどは、荷札と関係する内容を含む場合もあると考えられる。

本稿では、これらの記載様式の差は、第一義的には封物と公戸納物というような納入先による違いではなく、貢納物の性格に由来するものと考えた。すなわち、上記の木簡の諸形態は、貢納物の次の三形態のそれぞれには、⁽³⁸⁾ほぼ対応する。

(A) 人頭税主義に基づく国家的租税

(B) 非人頭税的な交易物に代表される貢納物

(C) 同じく国家的租税とは異質な直轄地等の経営による生産物

なお、国家経済も、貴族家産経済も多かれ少なかれこれら三要素に依存していたと思われる。長屋王家木簡には、(B)・(C)の要素が卓越して表れているが、(A)の要素も調庸物には顕著である。

三 一石単位の荷札と輸送形態

1 「一石」輸納木簡出土例

長屋王家木簡によつて注目されるようになつた事柄の一つに、米荷札の一石単位の輸納が多数見られることが挙げられる。ここではその歴史的背景について考えてみたい。まず地域的には、畿内、越前、伊勢にほぼ限られるが、越前国では、次のように五斗十五斗を二人分で一石にしている例がある。

・越前国江沼郡々里葛木直安倍五斗

・江沼臣小_{〔益ガ〕}五斗 幷一石

・越前国江沼郡々里葛木直安倍五斗

・江沼臣小_{〔益ガ〕}五斗 一石

・丹生郡朝津里白米一石

・六人部牟良六人部_{〔千依}

(21-31) 051

(同右) 033

(21-32・25-29) 033

これらについては、五斗俵を二俵一組にしてそれぞれに木簡を付した可能性が指摘されている。⁽³⁹⁾最初の二点は同筆と思われ、いずれも国から書き出す同じ記載様式であるので、二つの俵にそれぞれ荷札を付けたとする想定も十分成り立つ。五斗俵が標準として広く用いられたことは周知の通りであり、またこのよう振り分け荷物は駄送に対応している。後に見る駄載基準からすればやや軽めで

あるが、比較的遠距離の越前国としてはふさわしいかもしれない。⁽⁴⁰⁾

しかし一方では、長屋王家の米輸納荷札に「俵一石」なる記載が

散見し、一石を容量とする規格の俵が存在したことも考えねばならない。この点を証するのが次に掲げる文書木簡である。

・返報 進上米十二斛太七 合故附草良

・下黒万呂 五月廿一日 「辰時」 少書吏 家扶 (21-8) 011

(d) □□郷田寸里戸主秦秋田

・戸秦人□米一石

〔平城宮造酒司〕

(e) □口郷春米一石

この裏には墨付き若干があるが省略する。

これによれば、一斛俵(太) × 七十五斗俵(小) × 一〇 = 一一一石
という計算になると考えられ、長屋王家で一斛俵と五斗俵の大小二つの規格の俵が存在したことが知られる。上記の越前国のような比較的遠距離の場合は判断を保留したいが、他は一石俵の規格に基づいた輸納と考えられる。

次に長屋王家木簡以外の一石単位の輸納例を挙げてみたい。まず

都城関係では以下の通りである。

〔平城京二条大路〕

(a) 坂合郷春米一石 身人部少女

・ 天平九年四月五日 (22-40) 033

これは摂津国河辺郡のものと考えられる。他に文書木簡だが、「申俵一石大夫前」と記すものがある(22-8)。

〔平城京東二坊坊間路西側溝(長屋王邸東南隅外側)〕

(b) 手枕里戸主无得津君千嶋一石

(13-11) 051

若狭国遠敷郡玉置里のものである。伴出土器は平城I・II期のものが出土している。

〔平城左京二条二坊二条大路南側溝〕

(c) 糜米一石。
これは○一九型式下部穿孔であり、文書木簡かもしだい。

〔平城宮内幹線排水路SD二七〇〇〕

〔木簡研究〕 6-19頁 019

(17-16) 033

(宮2-2275) 033

〔平城左京一条三坊〕
〔官カ〕
〔奴婢食料米一斛〕

(7-5) 039

以上のうち、(c)や(f)は諸国の貢進物荷札とは性格を異にするが、長屋王家木簡も含めて特徴を指摘すれば、時期的には(e)を除き郷里制下ないしそれ以前の比較的古い段階のものであることが注意される。(e)も郷里制の里名は略されることがしばしばみられるので、郷里制下の可能性が残る。出土地としては、長屋王家木簡が大部分を占めるほか、二条大路木簡や造酒司関係にみられることが指摘できる。なお、(b)も長屋王家木簡との関係が考えられる。

次に地方出土例については、次のようなものがある。

〔秋田城〕
(g)・山方郷大伴部白麻呂上□□石
〔一カ〕

奉神

□□九□五月

〔秋田城出土文字資料集〕 II-51) 032

一石の前の「□」は米偏の字であり、糲の可能性もある。山形郷
は出羽国最上郡にある。

〔石川県金石本町〕

(h) 二月廿八日槐本連甲奉米一石

〔木簡研究〕 19-164頁) 051

〔大阪府細工谷〕

(i)・播磨国□郡□升カ

・里秦人□田万□升カ

〔木簡研究〕 20-75頁) 033

これららのうち(g)・(h)は運京米ではないが、(i)は播磨国から難波まで移動しており、また時期的にも里制下に遡り、注意を要する。

最後に、次項での考察との関係で、糲の一石輸納例にも触れておきたい。都城出土の荷札としては、長岡京出土の次の例がある。

・柏原糲小「田井女糲一石」

〔長岡京木簡〕 1-238) 051

ここにみえる「柏原」が近江国伊香郡柏原郷のことであれば、後に述べる近江国の穀が運京されたこととの関係で考えられるかもしれない。

凡公私運米五斗為レ俵、仍用三俵為駄、自余雜物亦准レ此。

このほか、地方出土の糲一石単位の輸納を示すものは、三重県袖井遺跡⁽⁴¹⁾、鳥取県岩吉遺跡〔木簡研究〕18-158頁)、山口県安養寺遺跡〔木簡研究〕10-81頁)、徳島県觀音寺遺跡〔木簡研究〕20-208頁)、石川県戸水大西遺跡〔木簡研究〕16-152頁)、福島県荒田目条里遺跡・矢玉遺跡⁽⁴²⁾、同県根岸遺跡〔木簡研究〕19-125頁)など、多数出土例がある。

2 輸納単位と輸送形態

糲の一石単位の輸納と運送形態との関係については、「類聚三代格」弘仁一三年(八二二)三月一八日官符が注目される。それによれば、近江国の縁江諸郡の糲を穀倉院まで一駄につき糲一石の割合で運んだことがわかり、一石俵二俵の振り分け荷物が想定される。

これは米よりも軽い糲の一石俵であるが、米の一石俵もやはり駄送と密接な関係がある。『統日本紀』天平二年(七三九)四月乙亥条に、

令天下諸国改駄馬一疋所負之重大二百斤、以二百五十斤為限。

とあり、また『帝王編年記』同年条に、

依諸兄大臣之計、以米五斗為一俵。

とある。これらは延喜雑式にみえる次の規定につながることは既に指摘されているとおりである。⁽⁴³⁾

凡公私運米五斗為レ俵、仍用三俵為駄、自余雜物亦准レ此。

其遠路国者、斟量減之。

天平一年の改定は、駄一疋当たりの荷を大二〇〇斤（＝米二石）から一五〇斤（＝米一・五石）に減じたものである。大一斤＝約六七四gの換算値を用いれば、米一石＝約六七・四kgとなる。この重さの俵では長距離の人担輸送は不可能で、駄送を前提にして考えねばならず、事実、改定前の二〇〇斤を限度とする規定は、一石俵一〇〇斤の二俵振り分け荷物を前提にして設けられたものと考えられる。それに対して改定後の限度額は、五斗俵を基準に立てられたことは明らかである。

なお、延喜雜式の後半傍線部の規定にも注目したい。これが天平期まで遡る確証はないが、一石俵による駄送が遠近による調節が難しいのに対して、五斗俵では遠近により三俵ないし二俵を選択できることになる。

このように天平一年の改定は、様々な歴史的由来をもつ種々の規格の俵が混在していたのを、五斗俵に統合して輸送体系の合理化を図つたものと考えられる。したがつて、五斗俵の規格は人担の基量に関するとしても、必ずしも天平期に人担を輸送の基本に据えたとする必要はないようと思われる。

先に掲げた一石単位の米の輸納木簡、特に運京など遠距離輸送に関わると思われるものの多くが里制ないし郷里制以前のものに限られることは、一石輸納木簡が基本的に天平一年の五斗俵への統一

化以前のもので、駄載斤量改定前の方に対応したものと考えれば理解しやすい。

ところで憶測するに、天平一年の改定は、「続日本紀」同年五月辛酉条に記す封戸租米の全給、運京備食料の租からの支出と密接な関係があるのでなかろうか。すなわち、俵の規格の統一と負担重量の軽量化、距離による駄載量の調整などによって駄馬による運送をより容易にし、駄賃等の運賃を主家に負担させる代わりに封戸租を全給するようにしたと考えられる。

このように考えれば、これ以前から封戸租を全給されていた長屋王などの一部皇親は、駄送による独自の輸送編成が他の諸家よりも早くから行っていたのではないか。長屋王家木簡（削屑）に「上 備前国春_{〔米カ〕}六十六斛駄_{〔廿カ〕}（28・4）とあり、地方諸国からの春米の駄送が行われていたことは間違いない。そしてこのような米の輸送のあり方は、天武紀元年（六七二）六月甲申条に記すように、大海人皇子一行が、菟田郡家のほとりで出会つたという「湯沐之米」を運ぶ「伊勢国駄五十匹」に遡るであろう。

おわりに——家産経済の特質と変質——

以上、米を中心に、それとの強い類似性を示す贊などの荷札に注目し、それらと対照的な性格を示す調庸荷札と対比してその輸納の

特質を探つてきた。結論は繰り返さないが、長屋王家木簡にも他の木簡と同じく収取品目や税目上の記載様式の特質が反映している一方、調庸物に比して御田の米や封米の場合、家産經濟に独自の輸納形態が相対的によく反映しており、主家と在地との関係がより直接的に表れていくことを再度強調しておきたい。

このような特質は、労働力編成上の特徴とも関連している。その一端は、米の輸送労働力編成に表れており、駄送を中心とする雇傭労働力編成が、むしろ特權的封戸ないしその前身形態において発達しており、長屋王家の一石俵の存在はその伝統を受け継ぐものと考えられる。

その他の労働力編成、流通經濟との関係についてはここで詳しく分析する余裕はないが、邸内の現業的各部局、直轄地、また交通などの部面での雇傭労働力の占める比重の高さ、市その他からの物品購入や「(西)店」での酒食販売⁽⁴⁵⁾などの盛んな交易活動は無視できない。このような雇傭や交易は、価値増殖を主目的としない点では広くオイコス經濟の類型に含められるが、単純な現物収取の自給自足的經濟ではなく、交換經濟への依存も長屋王家の家産經濟の本質的因素として重視すべきである。

ところで、長屋王家の御田の經營が官田の經營のあり方に似ており、ミヤケの系譜を引くことが注目されているが、官田耕作に雜徭を用いたのに対し、長屋王家では雇傭労働が用いられているという

相違にも注意をはらう必要がある。三月に「御田人」に「魚給」とする木簡(27-13)より、いわゆる魚酒型の雇傭労働が行われていたことが確認されるが、これは公的権力を直接に行使できない家産經濟の特徴をよく表している。一方、贊は一般には雜徭による收取が想定されているが、長屋王家の贊の場合は、論証するのは難しいが、交易に依存する割合が高かつたのではないかと推測される。

これまで述べてきた、雇傭労働への依存の大きさ、在地での收取の国衙権力への依存が必ずしも高くないこと、地方豪族との直接的結合、封米の独自の輸送形態等は相互に関連していると思われ、かかる視角から改めて長屋王家の家産經濟の全体像を解明することが今後の課題である。

なお最後に述べておきたいのは、天平期の歴史的意義⁽⁴⁷⁾である。この時期は、前代から続く特權的な家産經濟体の後退が決定的になつた時期であり、長屋王家の滅亡はそれを象徴する事件であった。とりわけ重視されるのは、天平九年(七三七)九月に出された「臣下之稻」の出禁禁止令(『続日本紀』、『類聚三才格』)、先述した天平一年制の輸送の合理化、天平十九年六月一日格の封戸・封郷課丁数の画一化(『令集解』賦役令封戸条所引、『続日本紀』同年五月戊寅条)にみられるような封戸の国家管理の進展などである。これを直接徵収・間接徵収の議論に後戻りさせることはできないが、封戸課丁数の定量化により地方官の請負輸納が容易になつた点が重要かと思われる。

本稿と関わって特に重視したいのは、一戸の租の輸納量を画一化したことである。これ以前に多様な歴史的由来を内包した米の輸納の一端が俵の多様な規格にも反映していたが、俵の規格が統一されるのと同じ方向、調庸收取にみられる規制と同じ力が米輸納にも及んできたことを示すのではなかろうか。

注

- (1) 代表的論考として、森公章「長屋王邸の住人と家政運営」(奈良国立文化財研究所編『平城京左京一条二坊・三条二坊発掘調査報告』本文編、奈良県教育委員会、一九九五年。以下「正報告」と略す)参照。本稿も森論文より多くの示唆を得ている。なお本稿で封戸という場合、その前身ないし過渡的な形態を含めて考えている。
- (2) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』22号37頁。以下、「平城宮発掘調査出土木簡概報」は号数、頁数のみを略記する。なお、出典の後に記す数字は木簡の型式番号である。
- (3) なお大倭生羽は「伊勢国計会帳」にも少目としてみえる(『寧樂遺文』上三三二頁、『大日本古文書』一四一五四七頁)。「伊勢国計会帳」の年代について、『寧樂遺文』に記す「延暦二年(七八三)」の継目裏書は問題があり、実際は天平九年(七三七)以前と考えられる(鐘江宏之「伊勢国計会帳の年代について」『日本歴史』五三七、一九九三年)。
- (4) 渡辺晃宏「二条大路木簡と皇后宮」(『正報告』)四四四頁。
- (5) 「平城宮木簡」では「紫□□□」とするが、東野治之氏の指摘により「紫微中台」と読める(『長屋王家木簡の研究』塙書房、一九九六年、三七九頁)。また中西康裕氏「交易雑物について」(『ヒストリア』一〇一、一九八三年)も参照。なお、東野・中西両氏はの「醬」を

交易雑物とする。

(6) なお、阿野郡以外の讃岐国の調塩木簡としては、

・〔讀カ〕岐國山田郡海鄉

・葛木部龍麻呂〔調塩一カ斗〕

・讃岐国三野郡阿麻郷

・戸主佐伯直赤猪調塩三〔斗カ〕

・讃岐国三野郡阿麻郷丸部

・宮日戸同丸部古君塩三斗

(24-30) 031
のよう、郷名まで記す例があるので、郡名に続けて個人名を記すのは阿野郡の特徴と思われる。

このような阿野郡の調の特殊な記載様式は、東野治之氏が既に指摘しているように、延喜主計式に阿野郡からは「熬塩」を出すとすることと関係しているのかもしれない(『古代税制と荷札木簡』『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年、六七一八頁)。

(7) 長屋王家木簡には周防国大島郡の調塩の荷札が多数出土しているが、その一例を挙げると、
周防国大島郡屋代里弓刊部山村御調塩三斗 (21-33) 032
のよう、国十郡十里十個人名十御調塩十量の整った書式でほぼ統一されている。一方、平城宮東区内裏SK八一〇から出土した調塩荷札の一例を挙げれば、
・周防国大島郡美敢郷凡海阿耶男御調塩二斗

天平十七年

(宮1-32) 033

など、記載様式上長屋王家のものとほぼ同じである。また、宮出土の若狭国調塩木簡は二行割書にすることが多いが、この点長屋王家木簡も同様である(京13、27'19)。

なお、「御調」について、「ミツキ」と訓んでそこに調の性格の一端が表れているという指摘があるが(東野治之「志摩国の御調と調制の

(宮1-348) 031
(22-39) 039

(宮1-348) 031

(22-39) 039

- (8) 中西前掲注(5)論文。
- (9) 平石充「税司に関する一考察」(林陸朗・鈴木靖民編『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版、一九九六年)七〇頁。
- (10) あるいは、賛を駅家に付して貢進するというあり方(『出雲国計会帳』に実例がみえる。『大日本古文書』一一六〇五頁参照)も考えられるかもしれない。
- (11) 同様の記載は他に二点あり(京78・79)、三点は同筆かと思われる。なお別に、
羽昨直羊一石
- (京80)(5)
- と記すものもある。これらの木簡は邸内で付けられた可能性もあるが、
「羽昨」姓は越前國羽昨郡人であろうから、越前國羽昨郡から納入された米の荷札である可能性も残されている。羽昨直嶋と直羊の二人の人名からすれば、「直」はカバネかとも思われるが、これまで知られる羽昨氏は「公(君)」姓であり問題を残す。嶋と羊とは書式がやや異なり、羊の方が人名+数量で、どちらかとどう一般の米荷札の記載順序に近い。当時宮都や長屋王宮に羽昨氏の者が出仕していた可能性は否定できないが、他の春米荷札も非常に簡略な様式のものが多いので、この「春人夫」の木簡も地方から送られてきた荷札の可能性を残して後考を俟ちたい。
- (12) 同遺跡からは別に、
丁丑年十一月次米三野国加爾許久々利五十戸人 (同13-15) 031
- (13) 鬼頭清明「春米女考」(『古代木簡の基礎的研究』塙書房、一九九三年)、義江明子「古代の村の生活と女性」(『日本女性生活史』一、東京大学出版会、一九九〇年)。春米木簡の女性名の評価について、鬼頭氏は、有力農民=納稅責任者のもとで請負的に雇傭労働編成されたもので、女性労働としての春米作業は本来租稅の貢納等に反映するものではなかったとする。一方、義江氏は、国・郡・里制の法的枠組みをはずれたところに女性の貢進責任者が頗るのぞかせたものとみる。両氏の見解が示された後に公表された資料から、鬼頭氏のように女性名春米荷札を例外とすることは難しく、また義江氏のよう(国・郡)里制からはずれたものとみることもできないよう思われる。
- (14) 拙著『日本古代労働力編成の研究』(塙書房、一九九六年)第三章、第四章第一節参照。但し当官符の意義については再考を要する点があり、詳細な考察は今後を期したい。
- (15) 春米荷札に五保記載がしばしばみられる点については、東野前掲注(6)論文参照。
- (16) 「大日本古文書」七一二三三頁。当文書については、蘭田香融「国造豊足解」をめぐる二三の問題」(『日本古代財政史の研究』塙書房、一九八一年)、虎尾俊哉「国造豊足解について」(『古代典籍文書論考』吉川弘文館、一九八二年)、加藤友康「律令制収奪と封戸」(『史学論叢』七一九七七年)など参照。
- (17) 福原栄太郎「長屋王家形成についての基礎的考察」(『続日本紀研究』二七七一九九一年)、東野治之「長屋王家木簡の文書と家政機関」(前掲注(5)書、塙書房、一九九六年)、森公章「長屋王家木簡再考」(『弘前大学国史研究』九六、一九九四年)、同、前掲注(1)論文などは、長屋王家が高市皇子の家政機関を継承したとする。

- (18) 森前掲注(1)論文。
- (19) 吉村武彦「革新詔・律令制支配と『公地公民制』」(亀田隆之先生還暦記念会編『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九年)。
- (20) 平石前掲注(9)論文。
- (21) 封戸調庸物の支給時期について、「令集解」禄令食封条古記は「今行事」として、「但給調庸者、依當国定申上戸丁數給、未定間調入京者不給」と説いており、封物の給付についても国衙による丁数把握が基礎にあることを示している。
- (22) 寺崎保広「瓦進上木簡小考」「奈良古代史論集」一、一九八五年)、同「木簡論の展望」(新版古代の日本)一〇、角川書店、一九九三年)、福原栄太郎「長屋王家木簡にみえる木上について」(日本歴史)五六一(一九九五年)など。
- (23) 大御米については、進上状のみでなく荷札にもみられる。長屋王家ではないが、平城宮SD二七〇〇から、「参河国幡豆郡大御米五斗」と記す○三一型式の木簡(16-5)が出土している。
- (24) これとは別に、進上状で荷札形態をとるものもある。例えば長屋王家木簡では次に挙げるようなものがある。
- ・山背蘭司解進上 (中略)
 - 右四種持人。
- ・奴稻万呂 和銅五年十一月八日国足 (京194) 032
- ・片岡進上青六斛二斗束在 ○
- ・十尺束駄六匹 持丁木部足人 ○
- ・西店交易進近志 十月十八日真人 ○
- ・呂五百隻 □ 十二月 (21-11, 25-26) 032
- 以上は共に○三一型式であるが、前二者は下部に穴も穿たれており、機能的には荷札ではなく物品進上状である。これらは荷札(付札)の形はしているが、諸国からの貢進物荷札とは明らかに性格を異にするので、ここでの考察対象とはしない。
- (25) 館野和己「律令制の成立と木簡」(木簡研究)二〇、一九九八年)。
- (26) 宮1-37、12-16、15-12、19-21、22-30-32、24-26、31-27等。但し中男作物も若干ある(22-22、24-30)。
- (27) 別に「遠江国進上雑魚腊五斤」(同7898)と記す○一一型式のものがある。
- (28) この時期は丹後国・丹波国が分立しており、海のない丹波国からの若海藻の進上を示す。交易によつて入手したとしか考えられないが、それでもやや不自然である。丹後分立以前の意識で書かれたものかと思われる。
- (29) 別に、
- 伯耆国河村郡届賀前海藻御贊太五斤 天平九年三月 (22-35) 031
- と記すものがある。ちなみに届賀は郷名にあるが、「届賀前」は海藻採取地か。なお、勝浦令子氏は贊荷札の里名記載を探取地記載とみる(「律令制下贊貢納の変遷」(日本歴史)三五二、一九七七年、二七頁)。
- (30) このほか同様の記載があるものが多数出土している(同頁及び31-31等)。
- (31) 同様の記載が他にもみえる(同1-54・54)。
- (32) このほか同遺跡からは「進上」の語はないが、郡を単位とした紫草貢進荷札が多数出土している。
- (33) なお、以下の例とよく似たものとして、次の平城宮東院南方東二坊坊間路西側溝出土木簡がある。
- ・添下郡進米十石
- 六月十九日 (8-4) 033
- これは○三三型式であるが、個別の俵の規格に対応した量を示していない点で一般の米貢進荷札とは異質である。しかし、注(24)で述べたように、この型式は荷札ではなく物品進上状である。これらは荷札(付札)の形をしているが、諸国からの貢進物荷札とは明らかに性格を異にするので、ここでの考察対象とはしない。

べた荷札形をした物品進上状とすることも躊躇される。あえていえば、荷札と進上状の混交した様式ではなかろうか。

(34) 森公章氏は、(b)などに注目して郡司が長屋王家の御田・御園の經營に関わっていたとする(『長屋王家木簡と田庄の經營』皆川完一編『古代中世史料研究』上、吉川弘文館、一九九八年、三九八・四〇二頁)。

(35) 亀谷弘明「古代の封戸と交通」(『古代交通研究』六、一九九七年)。

(36) 平石前掲注(9)論文

(37) このような貢納物荷札における、米、贊、交易物の類似性が生じる理由の一つとして考えられるのは、これらが在地に蓄積された稻などと財源として貢納される点である。交易物、春米はいうまでもないが、諸国から貢納される贊についても、勝浦令子氏は、それを採取する労働に正税が支給されたり、また贊そのものが交易調達されたりしていることを重視している(前掲注(29)論文)。長屋王家木簡に点数は二点であるが「交易贊」という特徴的な表記がみられること(21・29、京43)は偶然ではないと思われ、贊の收取においても雜徭を用いる公戸よりも、このような封戸の方が税稟による交易や雇傭に依存する度合いが強いのではないかと推測される。

(38) 上記の三形態は、あくまで地方から中央への貢進意識形態の違いに即した機能的な分類であつて、同じ收取品目でも税目によって異なる記載様式をとる場合がある。例えば、煮堅魚という同一品目が、同じ駿河国廬原郡から、一つは「交易煮堅魚御贊」として(22・22)、一つは「調者堅魚」(22・23)として、いずれも八斤五両出されているという例がある。荷札の記載様式は、前者は(B)型、後者は(A)型のそれぞれ典型的な方を示している。

それでは、調(A)、贊(B)と考えてよいであろうか。大体の傾向としてはそのようにみてよいが、必ずしも固定的には捉えられないよう

に思われる。すなわち、例数は多くないが、贊にも個人名を有するものがあり、調と贊についてはやや複雑な事情を勘案しなければならないからである。この点に関しては、調と贊とは一部互換可能であったことに注意する必要がある。東野治之氏は、志摩国の調を取り上げて、調を贊的なものとして振り替えて輸納する場合があつたことを明らかにし(前掲注(7)論文)、鬼頭清明氏は「調贊」という記載に注目している(前掲注(13)書、第三章第一節)。また、侯野好治氏は更に進んで調と贊の表裏一体としての性格を論じている(『木簡にみる八世紀の贊と調』『新しい歴史学のために』一三三、一九九九年)。

なお、二条大路木簡にも「御調御贊」(24・29)、「調贊」(24・30、31・31)という記載がみられる。それらは、一般的の調のよう個人名まで記すものと、一般的の贊のよう郡名までしか記さないものとの両方が含まれており、その点でも混淆的な様相を示している。このような記載をみれば、(B)のなかには、(A)の一部が郡衙(または国衙)レベルで振り替えられたものが含まれていた可能性があるよう思われる。その場合、振り替え輸納も一種の「交換」とみれば、この点から贊と交易物との親近性を説明できるかもしれない。

(39) 寺崎保広「長屋王家木簡郡名考証二題」(奈良国立文化財研究所創立四十周年記念論文集『文化財論叢』II、同朋舎出版、一九九五年)四七四頁、亀谷前掲注(35)論文六頁。

(40) かなり後の史料であるが、天喜三(一〇五五)・四年「若狭国東大寺封米結解(念慶解)」では、米二八石を駄二匹で、また米九石一斗を駄九匹で運ばせたことがみえる(『平安遺文』三九〇〇)。

(41) 栗原永遠男「袖井遺跡出土木簡の再検討」(同八、一九八六年)、同「袖井遺跡出土木簡の再検討」(同八、一九八六年)。

(42) 「木簡が語る古代のいわき」(いわき市教育委員会、一九九六年)二五七・二八頁。

(43) 荒井秀規「(延喜式の研究) 米俵条」(『延喜式研究』七、一九九一年)。

(44) 澤田吾一「奈良朝時代民政経済の数的研究」(富山房、一九二七年、柏書房、一九七二年復刻)四九四～五頁参照。

(45) 館野和己「長屋王家の交易活動」(『奈良古代史論集』三、真陽社、一九九七年)。

(46) 館野和己「畿内のミヤケ・ミタ」(『新版古代の日本』五、角川書店、一九九二年)、森前掲注(34)論文。

(47) なお、天平期の歴史的意義を広く論じたものとして、吉田孝「律令国家の諸段階」(『律令国家と古代の社会』岩波書店、一九八三年)が著名であるが、本稿で述べた事柄の全体的な位置づけについては今後の課題としたい。

【付記】

本稿はシンポジウムでの報告をもとにしているが、当日時間の都合で割愛した部分を復活し、その後の知見によって付け加えた部分がある。但し、討論等で貴重なご教示をいただきながら、殆ど活かせなかつたことはお詫びしなければならない。木簡データベースの使用、写真閲覧については、奈良国立文化財研究所史料調査室の方々のお世話になった。末筆ながら厚く感謝したい。なお本稿は、一九九七～八年度文部省科学研究費補助金基盤研究「奈良・平安時代の都市を中心とした消費と手工業生産に関する研究」による成果の一部である。